



まつもと

4

2018 No.1348

特集

松本の文化財+桜スポット

地域包括ケアシステム・松本モデル
平成30年度当初予算の概要
こどもの予防接種をお忘れなく

美しく生きる。



健康寿命延伸都市・松本

市内には「学都・まつもと」を象徴するたくさんの文化財や史跡があります。そんな、「松本の宝」と「桜」を楽しめる、インスタ映え間違いなしのスポットを紹介します。桜が見頃を迎えるこの季節、カメラ片手にお出かけください。



【国宝】

松本城



松本のシンボルとして、市民にも観光客にも愛されている国宝松本城。

松本城公園内や外堀には、約300本の桜が植えられています。

天守と桜、水鳥が優雅に泳ぐお堀と桜、太鼓門と桜など、敷地内にはたくさんの撮影スポットがあります。 ※天守の観覧は有料

●所在地：丸の内4-1 ●問い合わせ：松本城管理事務所 (☎32-2902)



【国重要文化財】

旧松本高等学校本館

大正8年の開校以来、北杜夫など多くの文学者を輩出した旧松本高等学校。市民や同窓会の保存運動により、本館と講堂が現存しています。

国の重要文化財に指定された今も、あがたの森文化会館として市民に活用されています。

本館中庭の桜と大正ロマンあふれる校舎との対比が、訪れた人を郷愁の世界へと誘います。

●所在地：県3-1-1

●問い合わせ：

あがたの森文化会館 (☎32-1812)

【国重要文化財】

旧開智学校校舎

明治6年に第二大学区第一番小学開智学校として開校。昭和38年に女鳥羽川畔から現在の地に解体移築復元されました。

和風と洋風の入り混じった、擬洋風建築の代表的な木造の建物です。 ※施設の観覧は有料

●所在地：開智2-4-12

●問い合わせ：

旧開智学校 (☎32-5725)



文化財 + 桜

Bunkazai

Sakura

スポット



市内には、多くの重要文化財や史跡があります。そんな「松本のたから」と「桜」を一緒に楽しむことができる、おすすめ「百花繚乱」スポットを紹介します。桜咲くこの季節、カメラ片手に松本ならではの一枚を求め、お出かけください。

— も く じ —

文化財+桜スポット	2
地域包括ケアシステム	4
市議会2月定例会から	6
提案説明から	7
平成30年度当初予算の概要	8
こどもの予防接種	12
固定資産税のご案内	14
国民健康保険のご案内	15
災害時等要援護者登録制度	16
青少年補導委員の活動	18
公共交通をご利用ください	19
コラムのページ	20
情報チャンネル	22
5月の相談日	41
教育施設の開館日程 他	42



アルプス公園 泉小太郎のしだれ桜

伝説上の人物である泉小太郎が植えたと言われている、樹高10メートル以上もある古木です。多くの家族連れでにぎわうアルプス公園の一角（展望広場の西側）にあります。

- 所在地：蟻ヶ崎2455-11
- 問い合わせ：公園緑地課（☎34-3254）



【史跡】弘法山古墳

昭和51年に史跡指定を受けた、東日本最古級の前方後方墳。墳頂からは、中心市街地と遠く北アルプスの連峰が一望できます。

市内有数の桜スポットとして、オオヤマザクラやソメイヨシノなど約4,000本の桜が咲き誇り、山全体が桜の花でおおわれます。

- 所在地：並柳2-1000ほか
- 問い合わせ：文化財課（☎34-3292）



城山公園

江戸時代末期(天保14年)に、藩主戸田氏が桜や楓を植樹して一般庶民にも開放

したのが始まりとされる公園です。

史跡等の指定はありませんが、長い歴史を持つ公園です。公園内には、北アルプスが一望できる展望台や、窪田空穂や浅井冽などの歌碑があります。

- 所在地：蟻ヶ崎1219
- 問い合わせ：公園緑地課（☎34-3254）



【国重要文化財】旧松本区裁判所庁舎

市立博物館の分館「歴史の里」にある旧松本区裁判所庁舎は、平成29年11月に国の重要文化財に指定されました。

桜と、北アルプスを背景に立ち並ぶ懐かしい建物との構図は、この場所ならではの。 ※施設の観覧は有料

- 所在地：島立2196-1
- 問い合わせ：歴史の里（☎47-4515）



開花情報など、桜に関する情報は、松本市公式観光情報「新まつもと物語」をご覧ください。

<https://visitmatsumoto.com/cherryblossoms/>

こちらからも
ご覧になります →



各スポットは大変な混雑が予想されます。駐車場も限られていますので、お出かけの際は、公共交通機関をご利用ください。

【国重要文化財】馬場家住宅（芝桜）



ほんむねづくり

本棟造の主屋を中心とした建物は、江戸時代末期の長野県西南部を代表する民家建築として、土地とともに、平成8年に国の重要文化財に指定されました。

正面入り口に広がる芝桜（5月頃）は、鮮やかなじゅうたんのように、訪れた人を包み込みます。 ※施設の観覧は有料

- 所在地：内田357-6
- 問い合わせ：馬場家住宅（☎85-5070）

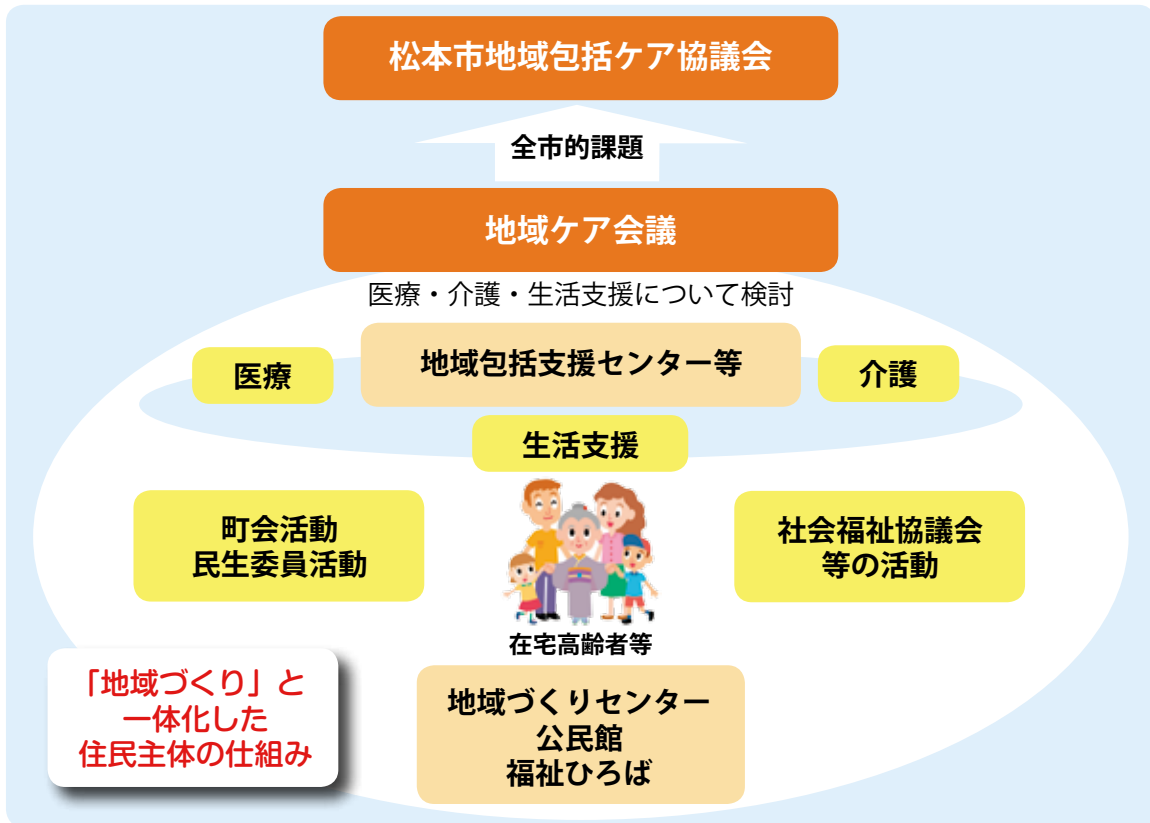
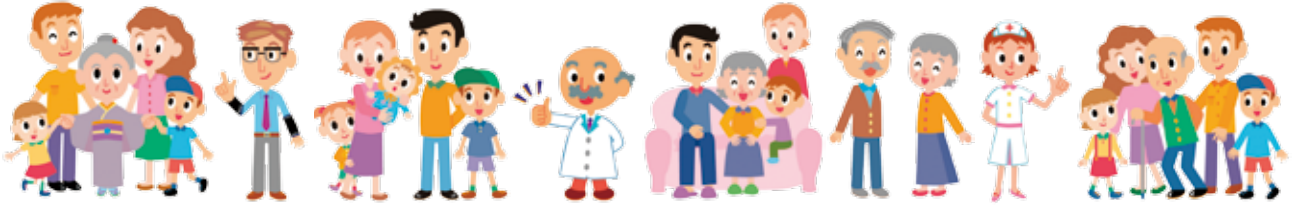


♥地域で見守る仕組みづくり♥

地域包括ケアシステム・松本モデル

●問い合わせ 高齢福祉課（本庁舎北別棟1階 ☎34-3237 📠34-3026）

本市では、急速な超少子高齢型人口減少社会に対応するため、「地域包括ケアシステム」の構築を進めています。
誰もが住み慣れた地域で、尊厳のあるその人らしい生活が持続できるよう、「地域づくり」という本市の特性を生かした、松本独自のシステム構築を目指しています。



「地域包括ケアシステム・松本モデル」イメージ図

地域包括ケアシステム

「地域包括ケアシステム」とは、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組みのことです。

「松本モデル」の構築

松本市は現在、市内の全35地区に「地域づくりセンター」を設置し、特色ある地域づくり活動を展開しています。「地域包括ケアシステム・松本モデル」は、これまで取り組んできた、地域づくりセンターや公民館、福祉ひろばでの住民主体の地域づくり活動を土台として

- ① 医療と介護の専門職が連携した在宅サービスの提供
- ② 向こう三軒両隣のような地域の支え合いの仕組みを加え、構築するものです。

地域の拠点を最大限生かし、住民と医療・介護関係者、行政関係者が顔の見える関係を築き、高齢者を地域全体で見守る仕組みを整備します。

医療と介護が連携した 在宅サービス

本市では、在宅医療・介護連携推進事業として、

- ①地域の医療・介護の資源の把握
- ②課題の抽出と検討
- ③切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築
- ④医療・介護関係者の情報共有支援
- ⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援
- ⑥関係者の研修
- ⑦地域住民への普及啓発



岡田地区松岡町会「みのりの会」の活動の様子



岡田地区地域ケア会議の様子

⑧関係市村との連携に取り組んでいます。

地域包括ケアシステムを実現するための一つの手段として、「地域ケア会議」があります。

医療と介護の専門職と、住民の皆さんが、顔の見える関係を作り、困りごとなどの情報を共有し、役割分担をしながら、課題抽出や解決方法を検討する場が「地域ケア会議」です。

地域ケア会議で抽出された地域の課題は、地域で解決することを基本とし、全市的な課題は、「松本市地域包括ケア協議会」で協議され、市の政策に反映できるように、政策提言を行います。

向こう三軒両隣の 支え合い

現在、市内3地区（四賀、岡田、第二）で、住民同士による支え合い活動の進め方を検討し、手順をまとめた支援ガイドの作成を進めています。

このガイドを活用するなどして、市内35地区全てで、住民主体の支え合い活動を推進

します。さらに、地域住民が互いに支え合う活動を支援するため、「地域福祉活動事業への補助」制度を設けました。（左記のとおり）

地域包括ケアシステムの構

「住民」「専門職」「行政」の協働

築に向けて、理解を深め、さまざまな課題を他人事ではなく、自分のこととして捉えるために、「住民」「介護・医療の専門職」「行政」が協働で取り組む必要があります。誰もが住み慣れた地域で、医療と介護の連携による在宅サービスと住民同士の支え合いの仕組みによって、安心して暮らし続けられるよう、市として支援していきます。

地域福祉活動事業への補助

地域住民が互いに支え合う、「地域福祉活動」を行う団体に対して補助金等を交付します。

●対象となる団体

市内を活動拠点とする、3人以上の任意団体（ボランティア団体、高齢者クラブ等）で、下記の地域福祉活動を行うもの。

●対象となる地域福祉活動

健康づくり・居場所づくり（身体機能回復を目的とした活動や、住民が集う居場所づくりの活動）、外出支援（買い物や通院等の外出支援活動）、家事支援（掃除、洗濯等自宅での家事支援活動）等の活動

●団体への財政支援

事業名	限度額	補助率	補助内容	
活動支え合い事業	健康づくり・居場所づくり事業	5万円	10/10以内	おおむね65歳以上の住民を対象に団体が企画・運営を行う活動（月1回以上定期的に行い、参加者がおおむね10人以上のもの）
	外出支援事業	10万円		
	家事支援事業	5万円		
基盤整備事業	団体設立事業	5万円	10/10以内	支え合い活動事業を行う団体の設立に係る初期経費
	居場所設備整備事業	5万円		
	居場所改修整備事業	35万円	3/4以内	支え合い活動を行う地域住民の居場所整備に係る初期経費 空き家などを居場所として利用する際の改修整備に係る経費
	支え合い活動運営事業	5万円		

●申請

申請前には、事前協議が必要です。
30年5月末日までにご相談ください。

●受け付け・問い合わせ

福祉計画課（東庁舎2階 ☎34-3227 📠34-3204）



指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例など

60件を審議

市議会2月定例会が、2月21日から3月16日までの24日間にあわたり開かれました。この議会では、市長提案60件について審議されました。内容は、条例27件、予算29件、道路1件、人事3件、がいずれも可決または同意されました。また、人権擁護委員候補者の推薦について同意されました。

条例

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等について必要な事項を定める条例（1件）を新たに制定しました。

また、国の個人情報の保護に関する基本方針に基づく松本市個人情報保護条例の全部改正（1件）、公職選挙法の改正に伴うもの、沢村軟式庭球場の改修に伴うもの、介護保険法の改正及び介護保険事業計画の見直しに伴うもの、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴うもの、介護保険施行規則の改正に伴うもの、高齢者の医療の確保

に関する法律の改正等に伴うもの、小中学校入学等一時金の新設等に伴うもの、農業交流施設の廃止に伴うもの、上高地アルペンホテルの大規模改修に伴うもの、会田病院の診療所化に伴うもの、市長等の退職手当の額の見直しに伴うものなど一部改正（25件）を行いました。

予算

【29年度補正予算】

緊急を要する政策的経費、事務事業の精算に伴う経費などを中心に編成し、企業会計を含めた全会計での補正額は、19億5905万円の減額で補正後の予算規模は1732億

市議と語ろう！議会報告会

を開催します

議会活動への市民参加の機会を広げ、また皆さんの多様な意見を把握するために、議会報告会を開催します。

どちらの会場でも自由に参加できます。

- 日時 4月11日(水)午後7時～9時
- 会場 市役所東庁舎3階議員協議会室
笹賀公民館大会議室
- 内容 ①2月定例会審議結果の報告
②意見交換

※意見交換は3つのテーマに分かれて行います。
①防災 ②高齢者の見守り ③地域活動の担い手不足

- 問い合わせ 議会事務局
(東庁舎3階 ☎34-3210 ☎34-9811)

7275万円となりました。

【30年度当初予算】

8～11ページをご覧ください。

道路

11路線を市道として認定しました。

人事

教育長として、赤羽郁夫氏(神田)を引き続き任命する

ことに同意されました。

固定資産評価審査委員会委員として、神戸美佳氏(大手)を引き続き選任することに同意されました。

松本市・山形村・朝日村中学校組合議会議員として、引き続き古川吉徳氏(今井)を、新たに櫻井健司氏(今井)を選出することに同意されました。

人権擁護委員として、新たに鎌倉八郎氏(両島)を推薦することに同意されました。



▲上高地アルペンホテル



松本市長
菅谷 昭

市議会2月定例会 提案説明から

さらに「いい街・松本」の まちづくりを目指して

※提案説明の全文は、
市ホームページ
をご覧ください。

生きがいの 仕組みづくりに向けて

本年は、市制施行110周年を区切りとし、次の10年の礎を築く始めの年です。また、私が市政運営を預かり、4期目の折り返しの3年目の年でもあります。

市長就任以来14年にわたり、市民や議会の皆さまと共に着実に積み重ねてきたさまざまな政策の成果を、「健康寿命延伸都市・松本」の理念に沿う形に整え、さらに「いい街・松本」のまちづくりを目指す重要な年となります。

私は、人々が住み慣れた地域で、お互い様、お陰様の精神で支え合い、自らが選択した「生きがい」を持って充実した人生を満喫し、このまちに住んで良かったと誇りを持ち、生きていて良かったと幸せを感じる事ができる地域社会をつくる事が、「生きがいの仕組みづくり」であり、これこそが行政の最終命題で

あると考えています。

これは、誰もが自らの思い描く理想の生き方を選択できるような、行政が市民に対し日々当たり前に暮らしていく、安心・安全な生活環境を整備し、その中で人と人との出会いや交流の場、学びたいことを学べる機会を提供し、生きがいづくりを後押しすることです。

そのためには、市民の皆さまの「生活の質」を大切に、バランスの取れた多様な施策を、今後も一つ一つ着実に進めていくことが不可欠であると考えております。

子ども若者の成長を 後押しする政策を

私は、市長就任以来、一貫して子育て支援を最も重要な施策の一つとして進めてまいりました。来年度は、「シルバーデモクラシー」に相対し、昨年6月の定例会の際、答弁申しあげた「キッズ&ユース

デモクラシー」(KYデモクラシー)の下、「未来への投資」として、子ども若者の成長を後押しする施策に、より一層重点を置いて取り組むことといたしました。

とりわけ、昨年、松本市でも初めて生じた待機児童解消に向け、目下、かねて取り組んでまいりました保育士確保の取り組みに加え、保育園の施設整備など、ソフト、ハード両面から、鋭意、対策を講じています。全体的に入園申込者が増える中、特に3歳未満児の入園申込者が昨年度と比べ増えています。必ずしも普く入園のご希望に沿えないことも懸念されますが、一日も早い待機児童の解消に向け、スピード感を持って取り組んでまいります。

札幌便の夏期増便を 契機に

この度、松本空港札幌丘珠空港線として、本年8月8日

から21日までの間、期間運航される事が長野県ならびにFDAから発表されました。改めて、FDA鈴木会長のご英断と、県を始め関係者のご尽力に感謝申し上げます。

札幌市内に所在する札幌丘珠空港には、利尻や釧路、函館などの道内近距離路線が就航しています。本路線の就航により、信州まつもと空港から札幌丘珠空港を経由して、北海道各地を訪れる皆さまの利便性が大幅に向上するとともに、観光文化交流都市である札幌市と松本市が、直接空路で結ばれることから、両市の交流促進がより一層図られることが期待されます。

松本市といたしましては、この札幌便の夏期増便を契機として、札幌市側からのさらなる利用促進に取り組みしてまいります。

なお、大阪便につきましても、夏場の運航便の拡充について、関係機関に働き掛けてまいります。

国道143号青木峠付近の 未改良区間の事業化

長野県は、国道143号の青木峠付近の未改良区間で、新トンネル建設を含むバイパス整備の事業化に向けて、今年にも数百メートル幅のルート帯を示す方針を固め、現在策定中の「総合5か年計画」において、事業に着手する道路として盛り込むことを表明しました。

本路線は、松本地域と上小地域を結び、経済、文化を運ぶ道として発展してきた、歴史的にも由緒ある街道です。現在では、松本市の国道19号から、上田市の国道18号までを結ぶ主要幹線道路となっています。さらには、危機管理の面からも、国道254号とともに、災害時一次緊急輸送路としての重要な役割を担う路線です。

私は、松本市など周辺5市村で構成する「国道143号整備促進期成同盟会」の会長として、毎年、国・県に対しまして、青木峠トンネルの早期建設を中心に要望活動を実施してきており、この度の県の方針は、大変ありがたく、一日も早い事業への着手と完成を願うところであります。



当初予算の概要をお知らせします

●問い合わせ 財政課（本庁舎3階 ☎34-3273 📠34-3201）

平成30年度は、市長4期目の3年目に当たり、これまで積み重ねた事業の成果と評価をもとに、「健康寿命延伸都市・松本」の理念を形にし、まち全体の価値を高めていく重要な年となります。

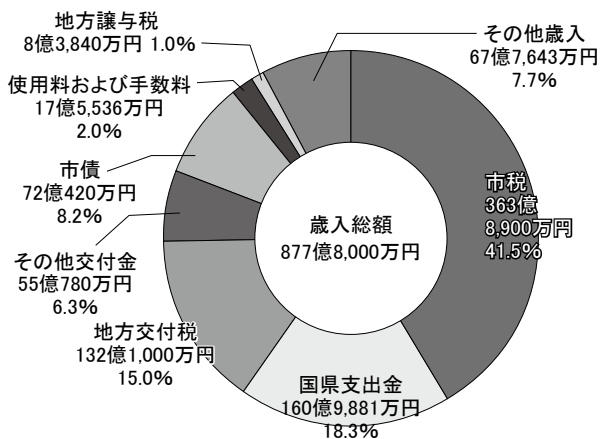
そこで、市民一人一人がそれぞれの居場所で生きる幸せを実感できる「生きがいの仕組みづくり」の実現に向け、第10次基本計画に掲げる「5つの重点目標」に重点的に取り組むとともに、「20年先、30年先を見据えたまちづくり」という基本方針を踏まえた予算編成を行いました。

1 平成30年度当初予算の全体像

松本市の収入・支出は、「一般会計」「特別会計」「企業会計」の3つに分けられます。このうち、市の会計の中心となる一般会計の予算規模は、877億8,000万円で、29年度に比べ5億1,000万円（0.6パーセント）の増です。

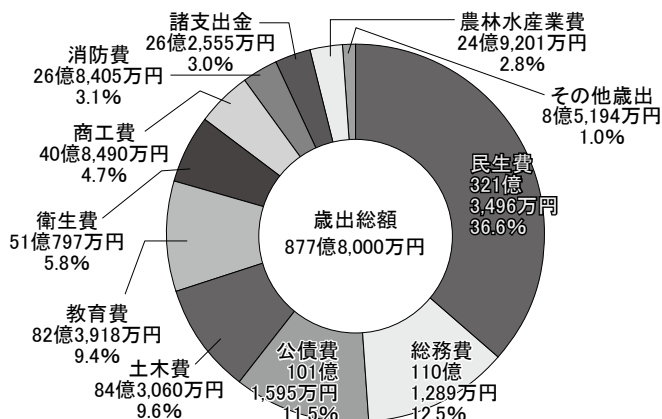
全会計予算規模			
29年度	一般会計 872億7,000万円 ↓0.6%増	特別会計 571億6,399万円 ↓10.1%減	企業会計 259億6,977万円 ↓1.5%増
			総額 1,704億376万円 ↓48億5,870万円減
30年度	一般会計 877億8,000万円	特別会計 514億936万円	企業会計 263億5,570万円
			総額 1,655億4,506万円

2 一般会計歳入 ポイント



- 市税は、給与所得の増などにより個人市民税が1.6パーセントの増、設備投資の増などにより固定資産税が0.3パーセントの増と見込み、全体で、3億4,400万円（1.0パーセント）の増を見込んでいます。
- 地方交付税は、29年度の交付額を基に、国の「地方財政計画」を踏まえ算定した結果、5,000万円（0.4パーセント）の増と見込んでいます。
- 市債は、観光施設の改修や保育園の改築といった事業の終了に伴い、財源としていた充当債の減額などにより、5億250万円（6.5パーセント）の減です。

3 一般会計歳出 ポイント



- 民生費は、全体の36.6パーセントで、国民健康保険の県域化に伴い国民健康保険特別会計への繰出金が減となったことなどにより、対前年比9億7,813万円（3.0パーセント）の減です。
- 総務費は、全体の12.5パーセントで、まつもと市民芸術館の大規模改修などにより、対前年比11億4,555万円（11.6パーセント）の増です。
- 教育費は、全体の9.4パーセントで、基幹博物館整備事業や、小中学校のプール整備事業の実施などにより、対前年比3億2,879万円（4.2パーセント）の増です。

4 平成30年度当初予算のポイントと主な事業

平成30年度は、第10次基本計画の中間年度であることから、引き続き、計画の柱である5つの重点目標の実現に向けた事業に積極的に取り組み、成果の具体化を進めます。

●5つの重点目標への取り組み (115事業 66億9,291万円)

※◎は新規事業、○は拡充事業。平成29年度当初予算と比較しています。

健康ときずなづくり 37事業 25億8,304万円

◎健康増進対策費

〔中学生ピロリ菌検査〕 279万円

胃がんのリスク原因であるピロリ菌（ヘリコバクター・ピロリ）の有無を、中学生の早期段階で検査し、除菌治療に繋げることで、将来の胃がん発症リスクの減少を図るもの

○地域づくり推進事業費

〔地域づくりインターンシップ戦略事業〕

3,588万円

松本大学と連携し、地元志向を持った若者を地域づくりを担う人材として育成するとともに、地域での起業や就職を支援するもの

次世代を育むまちづくり 17事業 1億519万円

◎新科学館整備事業費

〔プラネタリウム更新分を除く〕 2,382万円

教育文化センターを「宇宙と科学」に特化した新科学館として整備するため、施設の基本構想を策定するとともに、2年間で基本設計を行うもの

◎保育コンシェルジュ配置

317万円

保育園入園等の相談体制を強化するため、保育や子育てに詳しい「保育コンシェルジュ」を、新たに保育課（東庁舎2階）窓口配置するもの

経済の好循環の創出 34事業 3億6,007万円

◎カラマツ材販路拡大事業費

206万円

地域林産業の発展のため、伐期を迎えたカラマツの販路拡大を目指し、県産のカラマツ材を使用した住宅建設等への補助制度を新設するもの

○産業創発支援事業費

〔ICT活用地域産業振興事業〕

3,011万円

拠点施設を核に、ICT人材の育成や地元企業の支援等に取り組み、ICTを活用した産業振興の環境を整えるもの

暮らしと生活の基盤づくり 17事業 24億4,411万円

◎地球温暖化防止事業費

〔木質バイオマス熱利用促進事業〕 4,190万円

竜島温泉せせらぎの湯にチップボイラーを導入することで、燃料供給体制の構築を促し、民間事業者への普及を図るもの

◎防犯関係費

〔電話による特殊詐欺被害防止対策機器購入事業〕

249万円

特殊詐欺被害防止のため、松本警察署と連携し、希望する高齢者世帯に電話機の通話録音装置を貸与するもの

将来世代のためのハード整備 10事業 12億50万円

○基幹博物館整備事業費

3億5,482万円

松本まるごと博物館構想による基幹博物館を、「松本城を中心としたまちづくり」の拠点施設として、松本市営松本城大手門駐車場敷地に移転改築するもの

○松本市立病院建設事業費

1億1,090万円

松本市立病院移転改築に向け、基本設計と移転候補地の地質調査を実施するもの



● 6つのまちづくりの基本目標への主な取り組み

(212事業 153億3,636万円)

目指すべき将来の都市像である「健康寿命延伸都市・松本」の実現に向け、6つのまちづくりの基本目標により、保健や医療分野の健康づくりにとどまらない総合的な施策を展開し、各基本施策に設定した成果目標の達成を目指します。

※◎は新規事業、○は拡充事業。平成29年度当初予算と比較しています。

「人」の健康 ～誰もが健康でいきいきと暮らすまち	16事業	6億9,847万円
◎がん検診推進事業 2億7,077万円	○産後ケア事業 870万円	など
「生活」の健康 ～一人ひとりが輝き大切にされるまち	17事業	13億8,190万円
◎保育業務補助者配置 2,877万円	○病児保育事業 4,352万円	など
「地域」の健康 ～安全・安心で支えあいの心がつなぐまち	55事業	63億6,753万円
◎周遊バス運行事業 1億5,370万円	○梓川・波田地区同報系防災行政無線設備更新	4億1,585万円 など
「環境」の健康 ～人にやさしい環境を保全し自然と共生するまち	20事業	6億6,116万円
◎下水熱利用可能性調査事業 482万円	◎小鳥と小動物の森大規模改修 628万円	など
「経済」の健康 ～魅力と活力にあふれにぎわいを生むまち	49事業	12億7,581万円
◎松本ものづくり産業支援センター補助金 3,619万円	◎農産物ブランド化推進事業 682万円	など
「教育・文化」の健康 ～ともに学びあい人と文化を育むまち	55事業	49億5,149万円
◎まつもと市民芸術館大規模改修 12億3,934万円	◎野球場改修 1,448万円	など

平成30年度当初予算
ここがポイント☆

子ども・若者対象事業の重点化

51事業 6億1,776万円を拡充

既存事業の枠組みを超えた本市独自の取り組みとして、次代を担う子どもや若者を対象とした施策の重点化を図ります。子どもや若者自身の成長を後押しするとともに、子育て世代の支援等、子どもや若者を取り巻く環境の改善に取り組みます。



子どもや若者が知識を深め、自らを高める活動を応援する事業

- ◎若者や子ども向け議会だよりの発行
- 地域づくりインターンシップ など 3,043万円の拡充

子どもや若者の育ちや学びの場を整備し、環境を改善する事業

- ◎全市立保育園および市立幼稚園へのエアコン設置
- ◎新科学館整備 など 4億8,850万円の拡充

子育て世代をサポートする事業

- ◎島内保育園増築
- 病児・病後児保育事業 など 9,883万円の拡充



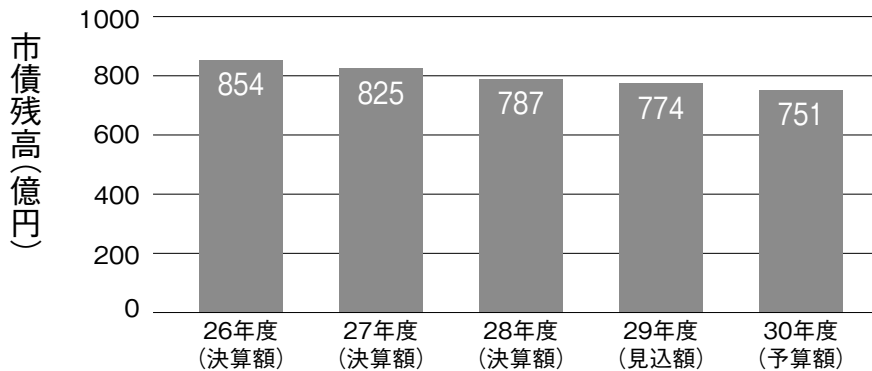
5 市債

平成18年度から市債残高を減らす取り組みを続けています。平成30年度の市債残高見込は、全会計合計で前年度比57億5,313万円の減で、このうち、一般会計については、22億8,821万円の減です。

会計	30年度末 市債残高見込額	29年度末 市債残高見込額	前年度比較	30年度末市民1人あたり 市債残高見込額	1人あたり前年度比
一般	751億2,767万円	774億1,588万円	△22億8,821万円	31万2,586円	△8,279円
特別	18億9,688万円	22億7,755万円	△3億8,067万円	7,892円	△1,547円
企業	418億3,423万円	449億1,848万円	△30億8,425万円	17万4,061円	△1万2,112円
合計	1,188億5,878万円	1,246億1,191万円	△57億5,313万円	49万4,539円	△2万1,938円

(平成30年1月1日現在松本市の人口 240,342人)

一般会計市債残高の推移



市債残高を減少させる取り組みとして、一般会計の市債発行額を元金償還額の範囲内に抑えながらも、地域の経済状況に配慮するため、可能な限り市債の有効活用を図っています。

6 松本市の予算を家計に例えると

松本市1年間の財政状況をより身近に感じてもらうため、金額が大きく実感がわきにくい一般会計予算877億8,000万円を、年収500万円の家庭の家計簿にあてはめてみました。

※()内は、平成29年度当初予算額との比較増減

収入		支出	
基本給 (市民税、固定資産税など)	225万円 (+2万円)	食費 (人件費)	94万円 (+4万円)
諸手当 (地方交付税など)	111万円 (+3万円)	家族の医療費 (児童手当、生活保護費など)	91万円 (△2万円)
パート収入 (財産収入、諸収入など)	22万円 (△2万円)	光熱費などの雑費 (光熱費、消耗品費、補助金など)	128万円 (増減なし)
親からの援助 (国・県からの補助金など)	92万円 (+1万円)	車や家具の修理代 (施設の維持補修費)	7万円 (△1万円)
借金 (市債)	41万円 (△3万円)	子どもへの仕送り (特別会計等への繰出金)	44万円 (△3万円)
貯金の取り崩し (繰入金)	9万円 (+2万円)	借金の返済 (市債の償還)	58万円 (△2万円)
		家の増改築費 (公共事業など)	63万円 (+9万円)
		親戚への貸付金 (中小企業向け貸付金など)	14万円 (△2万円)
		何かあったときの備え (予備費)	1万円 (増減なし)
合計	500万円 (+3万円)	合計	500万円 (+3万円)

※30年度当初予算を500万円とした場合、29年度当初予算は497万円です

お子さんに個人通知を発送しています

こどもの予防接種をお忘れなく



●問い合わせ 健康づくり課（東庁舎2階 ☎34-3217 ☎39-2523）

市では、該当のお子さんに予防接種の種類ごと個人通知を発送し、医療機関で個別接種を行っています。通知がお手元に届いたら、計画的に接種しましょう。

平成30年度 松本市こどもの定期予防接種一覧

通知発送対象者	発送時期	ワクチン種類	回数	公費(自己負担なし)で接種できる年齢
生後2カ月 (30年2月1日～ 31年1月31日生)	生後2カ月 到達月 5日頃	B型肝炎	3回	1歳の誕生日前日まで
		ヒブ 初回	3回	生後2カ月から5歳の誕生日前日まで (接種開始月齢により接種回数が異なるので注意)
		小児用肺炎球菌 初回	3回	
		四種混合 1期初回	3回	生後3カ月から7歳6カ月を迎える日の前日まで
		BCG	1回	1歳の誕生日前日まで
1歳 (29年4月1日～ 30年3月31日生)	1歳 到達月 5日頃	ヒブ 追加	1回	生後2カ月から5歳の誕生日前日まで (初回終了後7カ月以上あけて接種)
		小児用肺炎球菌 追加	1回	1歳から5歳の誕生日前日まで (初回終了後60日以上あけて接種)
		四種混合 1期追加	1回	生後3カ月から7歳6カ月を迎える日の前日まで (1期初回終了後6カ月以上あけて接種)
		麻しん風しん 1期	1回	1歳から2歳の誕生日前日まで
		水痘	2回	1歳から3歳の誕生日前日まで
3歳 (27年3月1日～ 28年2月28日生)	3歳 到達翌月 10日頃	日本脳炎 1期初回	2回	生後6カ月から7歳6カ月を迎える日の前日まで
4歳 (26年4月1日～ 27年3月31日生)	4歳 到達月 10日頃	日本脳炎 1期追加	1回	生後6カ月から7歳6カ月を迎える日の前日まで
平成24年度生 (24年4月2日～ 25年4月1日生) ※保育園等の年長	30年4月下旬	麻しん風しん 2期	1回	5歳以上7歳未満であり、小学校就学期前日まで (平成31年3月31日まで)
9歳 (21年3月1日～ 22年2月28日生)	9歳 到達翌月 10日頃	日本脳炎 2期	1回	9歳から13歳の誕生日前日まで
11歳 (19年3月1日～ 20年2月29日生)	11歳 到達翌月 10日頃	二種混合 2期	1回	11歳から13歳の誕生日前日まで
平成12年度生 (12年4月2日～ 13年4月1日生) ※高校3年生相当	30年6月下旬	日本脳炎 2期	1回	20歳の誕生日前日まで
通知なし (希望者に手渡し)		子宮頸がん 予防ワクチン	3回	小学校6年生から高校1年生相当の女子 ※子宮頸がんワクチンは、厚生労働省から積極的勧奨の差し控えを受け、通知発送はしていません。 接種を希望される方は、健康づくり課までお問い合わせください。

*日本脳炎の特例対象者として、積極的勧奨を差し控えた期間（平成17年度から22年度途中まで）の影響を受けた方（平成10年4月2日～19年4月1日生まれ）は、20歳の誕生日前日までの間、日本脳炎の接種を、定期予防接種として受けられます。

《転入または紛失等で、お手元に接種券がない場合は》

母子手帳を確認しながら、未接種の予診票兼接種券をお渡します。母子手帳を持って、健康づくり課（東庁舎2階）、または市内の保健センターにお越しください。



こどもの任意予防接種の補助について

松本市独自の事業として、お子さんの「おたふくかぜ」と「B型肝炎」の任意予防接種費用の一部を補助しています。ぜひ補助券を利用して、予防接種を受けましょう。



任意接種に対する補助対象者と申請方法

予防接種名	おたふくかぜ	B型肝炎
補助対象者	1歳～2歳の誕生日前日まで	1歳～年長相当 (小学校就学始期前日3月31日まで)
補助金額	3,000円	2,500円
補助回数	1回	3回まで
申請方法	接種する前に、母子手帳を持参し、市役所健康づくり課、または、市内の保健センター窓口にて申請をしてください。(説明後、補助券を交付します)	
費用	補助券と母子手帳を持参し、市内実施医療機関で予防接種後、市の補助額をひいた金額を医療機関窓口にお支払いください。(任意予防接種のため、医療機関により自己負担額は異なります。)	

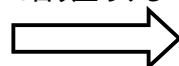
接種間隔を守りましょう

予防接種を安全に受けるために、決められた接種間隔を守りましょう。

生ワクチン接種

麻しん風しん混合・BCG・おたふくかぜ・水痘・ロタ など

27日以上あける

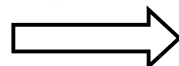


別のワクチン接種

不活化ワクチン接種

ヒブ・小児用肺炎球菌・二種混合・四種混合・日本脳炎・子宮頸がん・不活化ポリオ・B型肝炎・インフルエンザなど

6日以上あける



別のワクチン接種

※同じ予防接種を複数回受けるときも、決められた接種間隔がありますのでご注意ください。

長期療養のため

予防接種ができなかった方への経過措置

長期療養が必要な疾患により、定期予防接種ができずに規定の年齢を超えてしまった方を対象に、接種可能になった日から2年間に限り、定期予防接種として公費(自己負担なし)で接種が受けられます。

対象疾患などは国で指定されており、一部の予防接種は接種可能上限年齢が設定されています。事前に市への申請と主治医による証明書(市規定様式あり)が必要です。

詳細は、健康づくり課へお問い合わせください。



里帰りなどで

県外医療機関で定期予防接種を受診する方

○長野県内の医療機関で接種する場合

市から郵送した予診票をそのまま使用して接種できます。

「長野県予防接種相互乗り入れ制度」に参加している県内医療機関で接種できます。接種可能な医療機関については、健康づくり課へお問い合わせください。

○長野県外の医療機関で接種する場合

費用の一部を補助します。事前に申請が必要ですので、接種する前に母子手帳を持参し、健康づくり課、または市内の保健センターで手続きをしてください。

★平成30年度 高齢者肺炎球菌予防接種は 7月1日開始予定です

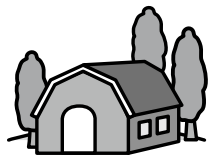
※詳細は、『広報まつもと』7月号でお知らせします。

問い合わせ	市役所健康づくり課(東庁舎2階)	☎34-3217
	南部保健センター(双葉4-8 なんぶくプラザ2階)	☎27-3455
	北部保健センター(元町3-7-1 ふくふくらいず2階)	☎38-7677
	中央保健センター(中央1-18-1 Mウイング5階) ※第2・4水曜日は休館	☎39-1119
	西部保健センター(波田6908-1 波田保健福祉センター内)	☎92-8001

30年度

今年度は3年に一度の評価替えの年です

固定資産税のご案内



● 問い合わせ 資産税課 (本庁舎2階) ☎33-4398 ☒39-0725

固定資産税は、毎年1月1日に、土地、家屋、償却資産を所有している方に課税します。課税の内容については、課税台帳を閲覧していただくか、5月上旬までに納税通知書を送付しますので、同封の課税明細書をご確認ください。

土地の評価

30年度の土地の評価は、29年1月1日(調査基準日)時点の地価公示価格および不動産鑑定士による鑑定評価価格の7割を目途として、市街化区域は路線価方式、その他の地域は、土地の利用状況が類似した区域ごとに区分して評価を行います。

調査基準日の地価は、多くの地点で上昇に転じてきています。評価替えは、この地価の状況の評価額に反映させた見直しを行います。

家屋の評価

国が定めた固定資産評価基準に基づいて、家屋の評価の時点でもう一度新築するとした場合にかかる費用を基準として計算する「再建築価格方式」により行います。

家屋は年々古くなって損耗するため、その損耗分を減価させて評価額を算出します。

ただし、損耗分の減価を上回る建築物価の上昇がある場合は、前基準年度の評価額を上回ることがあります。この場合、評価額は据え置くことになっており、前年度と同額になります。

また、家屋の構造・種類ごとに一定の年数が経過したときから、評価が据え置きとなります。

税額

税額は算定した課税標準額に、固定資産税1.4パーセント、都市計画税0.2パーセントの税率を乗じ算出します。

価格等に不服があるときは

「価格」については「固定

資産評価審査委員会」に対して、「価格以外」については「市長」に対して、納税通知書の交付を受けた日の翌日から3カ月以内に、審査の申し出等を行うことができます。

30年度 課税台帳の閲覧

納税義務者の方は、自分の固定資産(土地・家屋・償却資産)について、固定資産課税台帳に記載された事項(評価額や課税標準額等)を固定資産課税台帳の閲覧により確認できます。

また、賃借料等を払っている方でも、不動産賃貸借契約書等、権利関係が分かるものがあれば、関係する固定資産について閲覧できます。(土・日・祝日は除く)

なお、5月31日(木)までは手数料は無料です。

◆場所 資産税課

◆持ち物

● 納税義務者本人/運転免許証、個人番号カードなど顔写真付きで本人確認できるもの

● 代理人/納税義務者直筆の委任状と、代理人の本人確認できるもの

● 相続人/戸籍謄本など相続関係を証する書類と、本人確認できるもの

● 納税義務者(法人)/法人の代表者印または代表者印が押された書面(委任状)、申請者の本人確認できるもの

● 借地人・借家人/不動産賃貸借契約書等、権利関係が分かるものと本人確認できるもの

縦覧制度

縦覧では、納税者の方が市内全ての土地や家屋の評価額を見ることができます。自分の土地や家屋の評価額との比較ができるようにするためのもので、手数料は無料です。

◆期間 4月2日(月)~5月31日(木)
※土・日・祝日は除く

◆持ち物

- 納税者本人/運転免許証、個人番号カードなど顔写真付きで本人確認できるもの
- 代理人/納税者直筆の委任状と代理人の本人確認できるもの
- 相続人/戸籍謄本など相続関係を証する書類と本人確認できるもの
- 納税者(法人)/法人の代表者印または代表者印が押された書面(委任状)、申請者の本人確認できるもの

課税明細書の

確認と保管を



課税明細書は、固定資産税・都市計画税が課税されている土地・家屋の所在・地番や価格などの状況をお知らせしている大切な書類です。必ず内容をご確認ください。資産ごとに税相当額の記載があるので確定申告等の資料に利用できます。再発行はしませんので、大切に保管してください。

平成30年4月から国民健康保険制度が変わります

国民健康保険のご案内



●問い合わせ 保険課（東庁舎2階） ☎34-3203 ☎39-2523

国民健康保険の運営は、これまで市町村が保険者として担ってきまされたが、平成30年4月以降、都道府県も市町村と共に保険者となり、長野県が国民健康保険の財政運営の責任主体となります。

国民健康保険制度は、だれもが安心して医療サービスを受けられる国民皆保険制度の基盤となる仕組みですが、次のような構造的な課題を抱え

- ▶ 年齢構成が高く医療費水準が高い
- ▶ 所得水準が低く保険料の負担が重い

財政運営が不安定な小規模保険者が多く、財政赤字の保険者が多く存在する。そのため、国民皆保険を将来にわたり守り続けるために、今回の制度改正が行われました。

制度改正すると…

変わること

- 保険証等に次回の更新から、「長野県」の表記がされます。
- 県内の他の市町村に転居すると一定の条件で高額療養費の回数引き継がれます。
- 県単位で、国保の保健事業等の取り組みができるようになります。

今までどおり変わらないこと

- 加入脱退の手続きは、保険課や市民課、支所・出張所の窓口で行います。
- 保険証は、松本市が発行します。
- 国保税は、松本市に納めます。
- 高額療養費支給申請など保険給付の申請は変わりありません。
- 人間ドック補助申請など保健事業は変わりありません。

医療保険の切り替え手続き

今まで国民健康保険に入っていて、新たに就職などで職場の医療保険に加入したときや、ご家族が加入している職場の医療保険の扶養になった場合、国民健康保険をやめる手続きが必要です。

国民健康保険の加入・脱退は、職場の医療保険の加入・脱退により自動的に行われないため、ご自身で手続きをお願いいたします。

就学のための国保継続

松本市の国民健康保険に加入中の方が、大学・高校などに就学のため、他の市町村に転出する場合、引き続き松本市の国民健康保険に加入することができます。手続きをしないと、転出先で国民健康保険に加入することになり、本人に新たに保険料が発生します。

手続きに必要なもの

- 学生証または在学証明書など、在学または入学することが分かるもの
 - 今まで使っていた国保の保険証
 - 本人確認できるもの（免許証等）
 - 個人番号（マイナンバー）の分かるもの
- ※現在、就学のため、国民健康保険を継続している方で、卒業等で学生でなくなった場合は、国保資格の変更、脱退の手続きが必要です。学生でなくなった日が分かるもの（卒業証書等）を持参の上、手続きをしてください。



国保に入るとき 手続きに必要なもの

- 職場から発行された資格喪失証明書等
- 本人確認ができるもの（免許証等）
- 個人番号（マイナンバー）の分かるもの

国保をやめるとき 手続きに必要なもの

- 新たに加入した職場の医療保険の保険証
- 今まで使っていた国民健康保険証
- 本人確認できるもの（免許証等）
- 個人番号（マイナンバー）の分かるもの

地域の支えあいで 安心して暮らせるまちへ

●問い合わせ 福祉計画課（東庁舎2階） ☎34-3227 ☎34-3204

日常からの地域づくり活動が災害時に活きる！

近年の大規模災害は、高齢者や障害者に被害が集中して

います。そのため、災害時要援護者に対する支援を強化しようという機運が全国的に高まっています。

災害時の助け合いは、日常の地域づくり活動によって育まれるものです。特に大規模地震発生後の3日間は、外部や行政の支援は得られにくく、近所同士の支え合いや助け合いが頼りになります。

ご近所の支え合いや助け合いは、災害時だけ発揮されるのではなく、日頃の活動によって高まります。日頃の福祉活動と災害時の活動の連携が不可欠です。

災害時等要援護者登録制度は、福祉と防災の連携を図り、より身近な地域での支え合いを発揮する体制づくり、活動づくりのきっかけとなるものです。

昨年8月の台風5号では…
中山地区と内田地区の一部で避難準備情報が発令され、当該町会に居住する本制度の登録者には、民生委員を通して情報伝達を行い、避難を呼びかけるなどの活用をしました。

災害時要援護者とは

大規模災害が発生した後、被災地で特に困難な状況や、暮らしにくさを抱える人を「災害時要援護者」と呼んでいます。

具体的には下部の表にある方で、一般的には高齢者や障害者、疾病を抱えた方、妊婦、乳幼児を抱えた親、言葉の通じにくい外国人などが該当します。

災害時要援護者

- ① 移動が困難な方、または一人では逃げにくい、声掛けや手助けが必要な方
- ② 車いすや補聴器などの補装具が必要な方
- ③ 避難生活などで、食事や排せつ、移動などに何らかの援助が必要な方
- ④ 安心感や健康が損なわれやすい方
- ⑤ 情報を入手したり、発信したりすることが困難な方
- ⑥ 集団生活などの適応が難しい、または精神的に不安になりやすい方

災害時等要援護者登録制度の概要

◆登録の申請

在宅の方であればどなたでも登録できます。施設等へ入所している方は対象外です。登録申請は、市の福祉計画課の窓口で行っています。

なお、各地域づくりセンター（出張所、公民館、福祉ひろば）にも申請書があります。

◆登録情報の提供

登録した情報を、登録者が居住する町会の町会長、担当の民生委員、登録申請者が指定した地域支援者、ならびに市社会福祉協議会へ提供します。

情報の提供は、申請書への署名捺印によって同意を得ることになっています。

◆情報の活用

地域では、提供された情報をもとに、災害時を想定して日常から要援護者に対する支援体制づくりを行い、見守り・声掛け活動を推進します。

◆個人情報の取り扱い

市の個人情報保護条例に基づいて適正な管理を行います。また、町会長と民生委員に提供する情報についても取扱指針等を定め、適正な使用と保管をお願いしています。

◆社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会では「見守り安心ネットワーク事業」を活用し、要援護者に対する支援体制を進めます。

地域支援者

- ① 日常から見守り活動や声掛けを無理のない範囲で行っていただけの方
- ② 災害が発生した時に、災害に関する情報を伝えたり、一緒に避難ができる方
- ③ いざという時、要援護者の気持ちを代弁し、無理のない範囲で寄り添っていただけの方
- ④ 災害時に、救出や救助を行う。または、救出や救助をしてもらえるように周りに声を掛けられる方

地域支援者にご理解を

この制度を運営していくうえで、地域支援者になつてくださる方が不可欠です。

地域支援者とは、次のことを普段から心がけていただく方です。全てを必ず行わなければならないということではありません。

登録を希望される方から声が掛かった場合には、ぜひ引き受けていただきますようお願いいたします。

また、平成23年6月30日に

福祉避難所の拡充に向けた取り組みを進めています

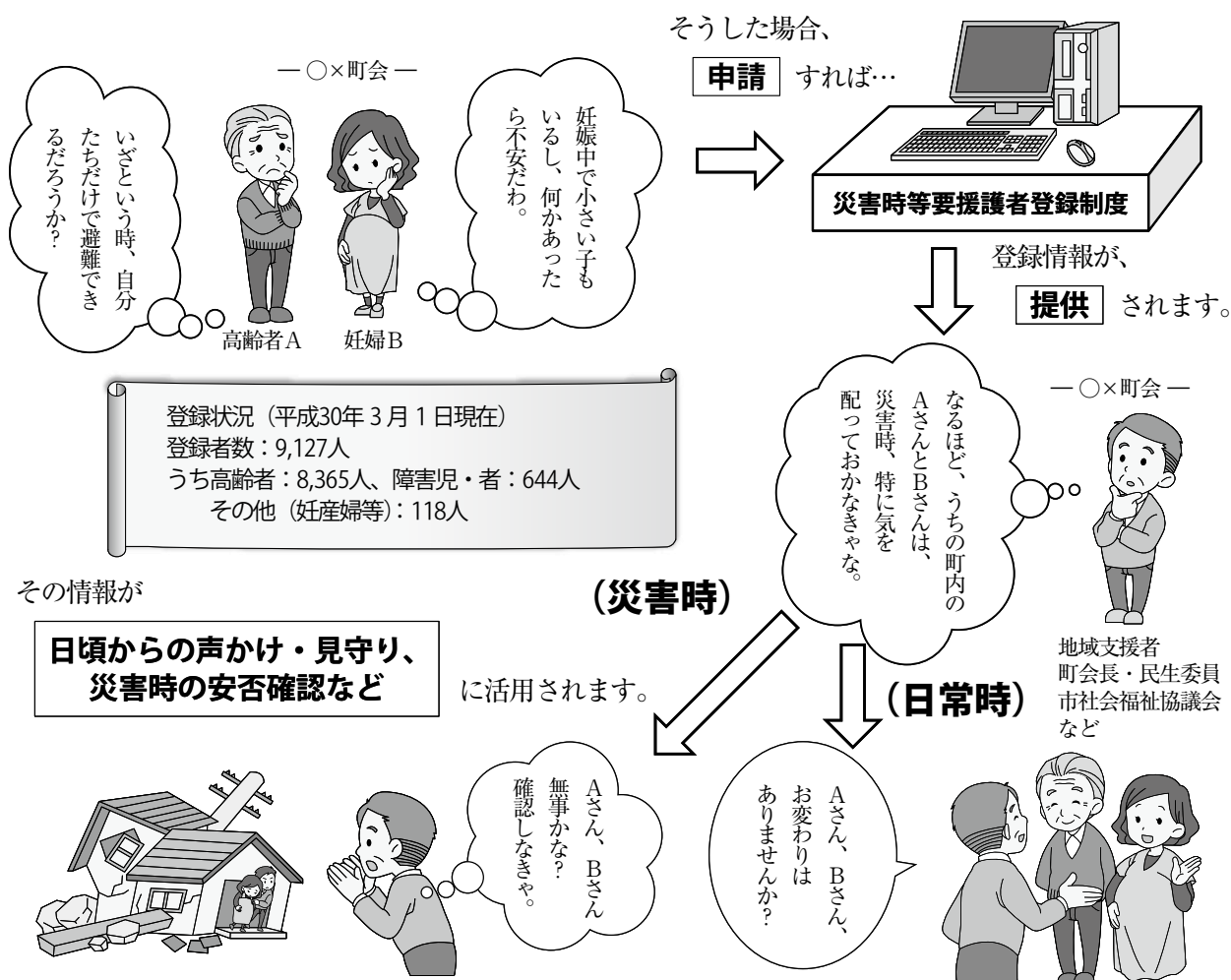
福祉避難所とは、一般の避難所（要援護者優先避難所を含めた指定避難所）での生活が困難であり、何らかの特別な配慮を必要とする方が安心して避難生活を送ることができるよう、二次的避難所として開設する避難所のことです。

平成30年3月1日現在、市内の福祉避難所は10施設に留まっているため、民間事業所等と協定締結に向けた取り組みを進めています。

発生した、最大震度5強の長野県中部地震を受けて、要援護者の情報を隣組長まで提供している。

隣組は地域の中で一番身近な単位のため、隣組長が地域支援者となることは、要援護者の方々にとっても安心です。

災害時等要援護者登録制度のイメージ



心豊かな青少年を ともに地域で育むために



● 問い合わせ ことども育成課

(東庁舎別棟1階 ☎34-3291 ☎34-3309)

■補導活動とは

補導活動とは、非行少年の発見や犯人探しではありません。

大人から見たとき、心配される行為に対して声かけや助言を行い、健全な道へ導こうとする活動です。

■補導委員とは

「青少年育成センター補導委員」は、市内の地区町会・育成団体・学校からの推薦を受け、市長が委嘱しています。計185人で構成され、任期は2年です。

今年度は改選の年にあたり、新規の補導委員も活動を開始します。

街頭などで、不良行為(喫煙・不健全娯楽・怠学など)や非行行為に走りそうな青少年を目にしたとき、青少年自身が自律できるように「愛の一声」をかけています。

■補導委員の活動状況

月に数回、主に夕方の時間帯に、市役所などを起点としたコースと、各地域の実情に合わせたコースを2時間巡回しています。

29年度(4月～1月)の補導状況は、巡回実施回数501回、声かけをした少年は345人でした。

■青少年を育むために

松本市では、子どもたちの健やかな育ちを支援し、子どもの権利を実現していくために、子どもに関わる全ての大人が連携し、まち全体で、全ての子どもにやさしいまちづくりを目指し、子どもの権利条例を定めています。

今を生き、次代を担う青少年が、安心して暮らし、健やかに成長していくように願ひ、青少年補導委員は日々の活動に取り組んでいます。

第48回松本子どもまつり

～みんなで咲かそう笑顔の花～

楽しいブースやステージ発表など、子どものイベントを開催します。ルールを守り、みんなで楽しく遊びましょう!

- 日程 5月3日(祝)※雨天中止
- 会場 アルプス公園
- 内容 木工広場、ストーンペイント、シャボン玉、スタンプラリー、太鼓演奏、キッズダンス 他
- 問い合わせ
ことども育成課 (☎34-3291)

当日スケジュール

- 開場 午前9時～
- 開会式 午前9時40分～
- 催し物 開会式終了後
～午後2時10分
- 閉会式 午後2時15分～
- 閉場 午後2時30分～

無料シャトルバスのご案内

会場の駐車台数には、限りがあります。無料シャトルバスをご利用ください。

- 運行区間
松本駅アルプス口(西口)
⇔ アルプス公園南入口
- 運行時間
【松本駅アルプス口(西口)発】
午前8時30分～午後3時
【アルプス公園南入口発】
午前9時～午後4時



松本駅アルプス口 発着場所





公共交通を

ご利用ください

● 問い合わせ 交通安全・都市交通課

(本庁舎5階)

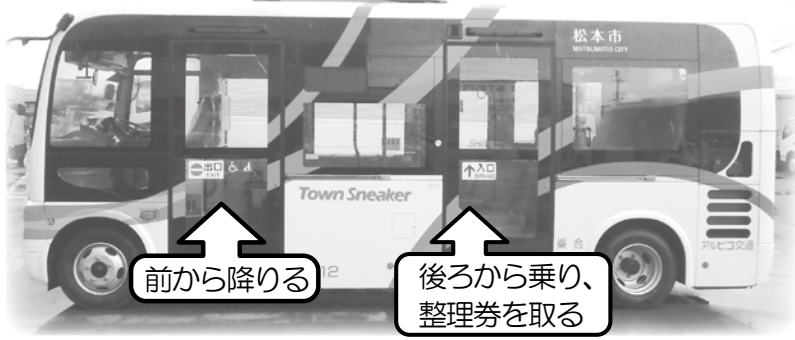
☎ 34-33033

☎ 34-3202

新入学や異動等、新生活のスタートに合わせて、安全・安心で環境に優しい公共交通をご利用ください。
利用したことがない方のために、バスの乗り方をご案内します。

1

バス停からバスに乗ります（バスが来たら手を挙げるなど合図いただくと、乗務員が確認しやすいです）



2

バスを降りる準備をします

降りるバス停の放送があったら、近くのボタンを押します。



次は〇〇〇（バス停）です。お降りの方は押しボタンでお知らせください。

運賃表	1	2	3	4	5	6	7	8
	340	250	220	220	220	190	150	150
	9	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31	32
	33	34	35	36	37	38	39/半額	40/半額

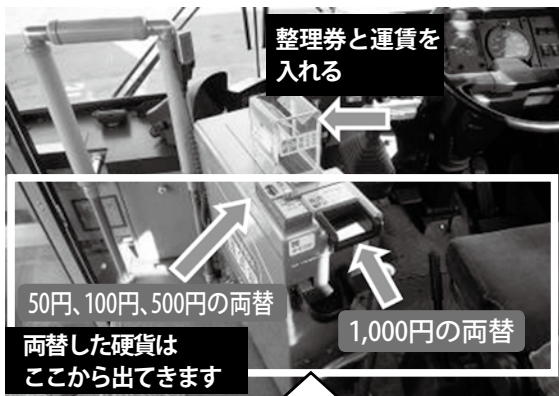
運賃は、運転席上の運賃表を見ます。お手元の整理券の番号の欄が運賃です。（小学生までの子どもは半額）

3

バスを降ります

停車してから席を立ち、運転席横の運賃箱に整理券と運賃を入れて、バスを降ります。

※両替機で、千円札と硬貨の両替ができます。



両替は、こちらです

西部地域コミュニティバスの利用



14人乗りジャンボタクシーで運行しています

- 行き先方面の左側のバス停でお待ちください。（同じドアから乗り降りします。）
※バス停標識が道路の片側にしかない場合は、バス停標識の向かい側でお待ちください。
- 乗車したら、乗務員に行き先を伝え、運賃箱に運賃（大人210円、中・高校生150円、小児100円）を入れます。
- バスが停車してから、降車します。

【フリー降車】

バスの運行ルート上で、停留所以外の場所でも降車することができます。乗車時に乗務員へお知らせください。

まち歩きで新しい発見！



自転車で渋滞知らず！

バスや電車で景色を楽しむ！

